News Letter
ニュースレター

名古屋銀行
Bank of NAGOYA

2021年3月31日

信託業務の兼営認可取得について
～お客さまの相続・資産承継をサポート！～

名古屋銀行（頭取 藤原 一朗）は、下記の通り、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第１条」に基づく信託業務の兼営認可を取得し、信託業務の取扱いを開始いたしますのでお知らせします。

なお、信託業務の兼営認可取得は、第二地方銀行では当行が初となります。

当行は今後も、お客さまの多様化する相続関連ニーズに幅広くお応えしていくため、よりよい商品の提供とサービスの向上に努めてまいります。

記

1. 兼営認可取得日　　2021年3月30日（火）
2. 業務開始予定日　　2021年4月26日（月）
3. 概　　要　　当行ではこれまで、信託代理店業務を通じて信託商品・サービスを提供してまいりました。今後は、銀行本体で信託業務を取扱うことで、お客さまの相続・資産承継ニーズに対し、ワンストップで最適な商品・サービスの提供が可能となります。
4. 取　扱　業　務

取扱業務	取扱店舗	内　　容
①遺言代用信託 (めいぎん家族あんしん信託)	当行国内本支店 ※1	お客さまから信託された資金を、相続発生時に簡便な手続きで、あらかじめ指定された受取人さまへお支払いする商品 （信託金の一部解約などの権限を有する受益者代理人を選任できる「受益者代理人選任特約」をお付けすることができます。）
②暦年贈与型信託 (めいぎん贈与らくらく信託)	当行国内本支店 ※1	お客さまから信託された資金を、指定された条件に基づいて毎年ご家族へ贈与することができる商品
③遺言信託	相続相談プラザ ※2、※3	当行が遺言書（公正証書遺言）作成のサポート、保管、遺言の執行まで一貫して行う業務
④遺産整理業務	相続相談プラザ ※2、※3	煩雑な相続手続きを、お客さま（相続人）に代わって当行が代行する業務

※1 東京支店、インターネット支店、今池ローンセンター及び各プラザを除く
※2 当行国内本支店は受付のみ
※3 相続相談プラザの詳細は別紙ご参照ください

以　上

別　紙

＜相続相談プラザの概要＞

住　　所	名古屋市千種区内山三丁目 31 番 20 号　今池 NM ビル 2 階
電話番号	0120-758-776
営業時間	平日 9：00～17：00
定 休 日	土日祝、銀行休業日